

# 誓約書

1. この工事施行中または明らかにこの占有に起因して生じたとみとめられる諸種の災害に対しては、自費をもって至急これを復旧します。
2. 市において必要と認められたとき、特に道路・河川に関する工事またはこの許可によって生ずる諸種の障害があった場合、あるいは障害を生ずる恐れありと認められたときは、許可を取消されても異議ありません。  
この場合には、直ちに指示に従い、占有物件の撤去あるいはその他必要な施設をいたします。なお、これに要する費用はすべて出願者が負担します。
3. この工事施行中および施工後の安全管理には十分配慮します。
4. この許可により、工事施行中または占有中に隣地関係者、水利権者あるいはその他から異議の申し立てがあったときは、許可を取消されても異議ありません。  
この場合には、直ちに指示命令に従い、占有物件の撤去あるいはその他必要な施設を致します。なお、これに要する費用はすべて出願者が負担します。
5. 占有許可後、占有の内容など許可書記載の各項目に変更が生じたときは、直ちに市にその内容を届け出て検査を受け、指示に従います。
6. 将来近隣住民より占有物件への接続要望があった場合には、正当な理由がない限りそれを拒否しません。
7. 占有期間満了後は、直ちに占有物件を撤去し、市に届け出て検査を受け、指示に従います。
8. 市の公共性が高いとみとめた場合には、この占有物件を市へ寄付します。
9. 工事完成後、10日以内に必ず工事写真を提出します。
10. 前記のほか、道路法、河川法、府中市道路占用料徴収条例、府中市道路占有規則、その他関係法規の諸規定を遵守します。

令和 年 月 日付け指令府土第 号で許可になった占有または改築について、許可条件及び上記のことについて誓約します。

府中市長様

年 月 日

住所

名前

印